

令和2年8月緊急議会

議 案 説 明



議案第 20 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）

並びに

報告第 9 号 市長専決処分事項の報告について 及び

報告第 10 号 議決事件に該当しない契約について

ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 20 号は、本市一般会計補正予算第 5 号案であります。

今回の補正予算は、一般会計において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や第 2 波・第 3 波の流行に備えるため、国の第一次・第二次補正予算への対応も含めて、今回で第 5 弾となる本市の緊急支援策について、予算措置を行おうとするものであります。

国の第一次補正を受けて、児童生徒の学びを保障する一人一台タブレット端末については、令和 3 年 4 月から全ての児童生徒への運用開始を目指し、タブレット端末やプロジェクタの初期設定等に係る導入作業委託経費の増額補正を行うとともに、小中学校計 15,611 台のタブレット端末等のリース料について債務負担行為を計上しております。

また、第 2 波・第 3 波の流行等によって学校の臨時休業が避けられなくなった場合に、インターネット通信環境が整っていない家庭の児童生徒へモバイル W i - F i ルータを貸与するため、1,200 台の購入経費を計上するとともに、8 月 24 日から第 2 学期が開始することから、各小中学校長の判断で迅速かつ柔軟な対応ができるよう、感染症対策や熱中症対策の物品等を購入するための経費の増額補正を行っております。

他にも、市内 6 箇所の産科医療機関において、新型コロナウイルス感染症の流行に不安を感じている妊婦本人の希望により、1 件当たり 2 万円を上限として、出産前に感染の有無を確認する P C R 検査費用を助成するための経費を計上するほか、住居確保給付金については、生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、個人の責によらない就業

機会等の減少への支給対象拡大や求職要件の緩和等が行われたため、申請が急増していることから、住居確保給付金事業費の増額補正を行っております。

歳入歳出予算につきましては、2億6,128万3千円の増額で、補正後の予算額は、1,566億4,711万1千円となります。

以下、歳出各款にわたり、補正の内容についてご説明申し上げます。

第3款 民生費は、住居確保給付金事業費の増額補正であります。

第4款 衛生費は、妊婦新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費の計上であります。

第10款 教育費は、教育情報通信システム運営費や学校教育活動再開支援経費の増額補正であります。

以上、歳出につきまして概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源の補正を行うとともに、歳入歳出の収支差について、財政調整基金繰入金1億1,364万4千円を計上して、収支の均衡を図りました。

なお、補正後の財政調整基金の残高につきましては、89億5,081万9千円となる見込みであります。

続きまして、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第9号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、2件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第10号につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、2件の契約を報告するものであります。

以上が各議案及び報告の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。